

令和7年度第2回茅ヶ崎市文化財保護審議会 会議録

議題	<p>議題1 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」に係る現状変更について（報告）</p> <p>議題2 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」について（報告）</p> <p>議題3 高座郡衙保存整備事業について（報告）</p> <p>議題4 国登録有形文化財「藤間家住宅主屋」保存整備事業について（報告）</p> <p>議題5 国登録有形文化財「藤間家住宅主屋」保存活用計画の策定状況について（報告）</p>
日時	令和8年1月19日(月) 14時00分から15時50分まで
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室
出席者氏名	<p>（出席委員）</p> <p>近藤会長、五味委員、緒方委員、鈴木委員、田尾委員</p> <p>（事務局）</p> <p>【教育推進部】松岡部長</p> <p>【社会教育課】仲手川課長、石井課長補佐、山本主査、三戸副主査、渡邊副主査、幾田主事</p> <p>【博物館】須藤館長、和田館長補佐、落合主査</p>
会議資料	<p>議題1 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」に係る現状変更について（報告） 【資料1-1】 【資料1-2】</p> <p>議題2 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」について（報告） 【資料2】</p> <p>議題3 高座郡衙保存整備事業について（報告） 【資料3】</p> <p>議題4 国登録有形文化財「藤間家住宅主屋」保存整備事業について（報告） 【資料4】</p> <p>議題5 国登録有形文化財「藤間家住宅主屋」保存活用計画の策定状況について（報告） 【資料5-1】 【資料5-2】</p>
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

会議録

○（仲手川社会教育課長）

- ・開会のあいさつ
- ・出欠委員の確認（過半数の成立）
- ・傍聴者の確認

○（事務局）

- ・会議資料の確認

○（仲手川社会教育課長）

ここからは、茅ヶ崎市文化財保護審議会規則第6条第1項に従いまして、近藤会長に進行をお願いいたします。

○（近藤会長）

年度末のお忙しい中ご出席ありがとうございます。年度の最後のところで様々な課題をどのように認識していて、どのように解決していくのか、今後の積み残しがないように委員の皆さんに意見を聞かせていただき、自由な形で議論をして、来年度に繋いでいく、そういう会議を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願いいたします。

議題に入ります。本日は報告案件のみということで、事務局の報告を聞き、委員は自由な形で述べていただき、それを事務局が受け止めるという役割分担を進めたいと思います。それでは、議題に入ります。「市指定史跡・天然記念物『鶴嶺八幡宮参道及び松並木』に係る現状変更について」、報告案件となります。

【議題1】市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」に係る現状変更について（報告）

○（事務局）

それでは資料 1-1「市指定史跡・天然記念物『鶴嶺八幡宮参道及び松並木』に係る現状変更について」をご覧ください。1、経過について、令和6年度以前より、剪定の必要がある松および今年度現地確認を行い、越境等をしている松20本について造園業者による剪定を行うこととしております。2、松の現況について、剪定候補の20本の松のほとんどが、電線への接触や隣地越境をしております。3、対応につきましては、令和7年度中に「鶴嶺八幡宮参道および松並木剪定業務委託」を造園会社に委託し、剪定を実施する予定です。このため、剪定業務委託を行う前に市指定重要文化財現状変更に係る手続きを行います。それぞれの松の剪定内容については、資料 1-2 をご覧ください。各松の欄に写真を載せていますが、剪定したい箇所を大まかに白い丸で囲っております。また、剪定内容を右に簡単に記載しております。今回の審議会の前に、緒方委員に実際に参道までお越しいただき、剪定対象の木を見ていきました。緒方委員からは民地越境、交通支障、電線支障を軽減させながら、参道両側からアーチ状の景観が形成されている所は、その景観を残すような剪定を行うことが望ましいとのご助言をいただいております。事務局といたしましては、緒方委員からいただきましたご助言を基に、実際に剪定業務を実施する際には、委託先の業者と相談して剪定箇所等の詳細を詰めていきたいと考えております。剪定業務委託を行うにあたっては市指定重要文化財現状変更に係る手続きを行いました。令和7年10月23日の第2回茅ヶ崎市文化財保護審議会の延期に伴い、今回は例外処置として次のとおり対応しております。令和7年11月12日に近藤会長に現状変更についての専決を依頼いたしました。11月25日に文化財保護審議会委員より近藤会長の専決について承諾いただき、近藤会長より現状変更について承認をいただきました。12月1日に現状変更等許可書を交付し12月12日に指名競争入札業者へ指名通知を送付いたしま

した。令和8年1月9日に指名競争入札を実施し、落札されました。剪定作業は2月より始まる予定です。以上、鶴嶺八幡宮参道及び松並木に係る現状変更について報告いたしました。

○（近藤会長）

はい。ありがとうございました。自然系の立場から緒方委員、何か意見はありますか。

○（緒方委員）

ありません。

○（近藤会長）

現状変更手続きについては本来会議を開いてということなのですが、入札の関係や他機関との関係で、今回は私が専決してそれを追認していただいているという流れとなっています。事務局には、今後少し時間のゆとりを持って進めるということをお願いしたいと思います。この件に関して、ご質問、もしくは問題があるのではないかとこの点があったらご指摘いただきたいと思います。

（異議なし）

○（近藤会長）

特にないということですね。今後の進捗は、先ほど事務局から述べた通りになります。それでは、次の議題に移ります。「市指定史跡・天然記念物『鶴嶺八幡宮参道及び松並木』について」、事務局より説明をよろしくお願いします。

【議題2】 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」について（報告）

○（事務局）

資料2「市指定史跡・天然記念物『鶴嶺八幡宮参道及び松並木』に係る剪定等について」をご覧ください。1、維持管理の対応について、市職員による対応として、令和7年4月1日から9月30日まで主に参道清掃等の管理を14回行いました。業者による対応としまして、議題1のとおり、今年度中に市職員では対応できない剪定について、剪定業務委託を行います。2、保存に影響を及ぼす行為等への対応としては、令和6年10月28日に発生した交通事故に伴う松No.68の損傷について、対応が完了しましたので報告します。本件は松の損傷に加えて、街路灯の損傷も伴っておりました。8月18日から8月26日まで街路灯の復旧工事が行われ、街路灯は正常に復旧いたしました。なお、現時点では被害にあった松東側No.68について枯れ等の悪影響は出ておりません。資料の2ページ目に工事前と工事後の写真を載せております。

保存に影響を及ぼす行為等への対応の報告については以上になります。

次に、資料はありませんが、前回の審議会でお話いただきました、交通事故等で松が損傷した場合に事故加害者に対する損害賠償の考え方を事務局で検討しましたので報告いたします。

ここでは損害賠償金額に天然記念物としての価値を含めることが可能なのかという点を検討いたしました。まず、損害保険会社に天然記念物である樹木の価値を定めた例やそれが損傷した場合の賠償金額をどのように算定するのか、聴取しました。その回答は樹木に対する賠償金額については、統一的な算定基準はなく、樹木の補修料や日々の管理費、過去の判例などを勘案しながら計算を行うとのことでした。天然記念物によって賠償金額が上乘せできるのかという点は分からないとのことでした。また、他市の事例として、本市の状況に近い、道路に面した天然記念物の並木を持つ3市に、交通事故により天然記念物である並木が傷ついた場合に、事故加害者に対する賠償請求をした事例があるか、またその賠償金額の算出方法を聴取しました。3市のうち、2市は事故があっても賠償請求を求めたことはないという回答でした。残り1市は補修費用の実費を造園会社に支払ってもらい補修をしたことがあるという回答でした。3市とも天然記念物に対する賠償金額の算定

について内規等は定めていないとの回答でした。最後に過去の判例を調べましたが、本市の参考となるような事例は見つけれませんでした。以上を踏まえて、事務局で検討した結果、天然記念物としての学術的価値・文化的価値を金銭価値に置き換えることは困難であると考えております。天然記念物は金銭取引される対象ではなく、市場価格が存在しません。その上、学術的な希少性、歴史的な由来、景観といった観点は金銭評価が難しく、賠償金額の算定根拠として耐えうるだけの説得力をもった算出は困難と思われまます。そのため、本市において賠償を求める際は、その天然記念物としての価値を加算するのではなく、あくまで樹木の損傷に対する原状回復に重点を置く対応をしていくことが望ましいと考えます。ここでいう原状回復とは、倒木が避けられた場合は専門家による補修や樹皮の保護工事、倒木が伴う場合は専門家による伐採、補植等を求めることになると思います。社会教育課においても平成16年度に鶴嶺参道松並木で発生したエノキと自動車の接触事故において、損傷したエノキの樹皮保護工事を事故加害者と造園会社で調整してもらい、補修を実施させた事例がございます。交通事故等で鶴嶺参道松並木の松が損傷した場合に事故加害者に対する損害賠償の考え方についての報告は以上となります。

○（近藤会長）

何か意見はありますか。損害賠償の件については、ケースバイケースの部分があるということなのだろうと思うのですが。田尾委員、何かありますか。

○（田尾委員）

専門の先生がよろしいというのであれば特に意見はありません。たしかに参道の並木には補植をした新しいものもありますから、そうした一本一本で少し性格が違うというふうなこともあるでしょうから、一律に考えるのは難しいと思います。事例のある自治体が説明にあったような処理をしているのであれば、茅ヶ崎市もそれを踏まえて対処すればよろしいのではないかなと思います。ただ、景観維持には配慮していただきたいというふうに思います。以上です。

○（鈴木委員）

特にはありませんので、皆さんの意見に賛同いたします。

○（緒方委員）

一言よいですかね。おそらく金銭的に対応するのはすごく難しいとは思いますが。ただ一言だけ話をさせていただくと、松は貴重品です。私がこの審議会に参加させていただいた当初に、あの低湿地に松並木を作って、それを維持してきた努力というのを考えてくださいと申し上げたと思います。それほど貴重であり、神奈川県内での距離の並木というのは多分ないのではと思います。先ほども歩きながら話をしたのですが、川の堤防沿いの桜並木というのはいくらでもあるのですが、街道沿いや道路沿いにあれだけの距離が続いている並木は多分もう県内に残ってないと思いますね。何か事故があったときに茅ヶ崎警察も含めてですが、将来も松並木を維持し続けるために、どういう手法がよいのかということをやっぱり確認をしていただきたい。それだけをお願いしておきたいと思います。

○（近藤会長）

委員の方々の意見は以上です。次に移りたいと思いますので、事務局よろしく申し上げます。

○（仲手川社会教育課長）

次の議題に移る前に、議題1、2の報告に関連しまして事務局より、一言感謝を申し上げたいと存じます。緒方委員におかれましては、日頃より松並木の保全に多大なるご尽力をいただき、心より感謝申し上げます。即座に現地に駆けつけて状況をご確認いただき、専門的な見地から、迅速かつ的確な助言指導を賜りました。おかげさまで事務局としまして、迅速な対応をとることができ

ました。松並木は市の貴重な財産でございますので、緒方委員には今後とも引き続き、お力添えとご指導を賜りますようお願いいたします。

【議題3】高座郡衙保存整備事業について（報告）

○（事務局）

「高座郡衙保存整備事業について」、ご報告をさせていただきます。私からは、大きく三つあり、一つ目の下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡の保存活用計画についてです。それから二つ目が、西方遺跡での確認調査、史跡整備のための確認調査を行っており、今年度実施分をご報告させていただきます。最後に三つ目、活用事業の実施ということで、今後予定されております活用事業についてご報告をさせていただきます。いずれにおきましても高座郡衙保存整備事業ということで、下寺尾遺跡群等保存活用部会の方で、詳細についてはご報告をいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3の(1)下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡保存活用計画についてご報告いたします。この保存活用計画につきましては、国の史跡である下寺尾官衙遺跡群という古代の史跡と、それから弥生時代の下寺尾西方遺跡の二つを対象にした保存活用計画を策定する事業を進行しています。令和7年度、8年度の2カ年の事業ということで、コンサルタント会社に業務の一部を委託いたしまして、部会に諮り、策定を進めている状況でございます。本来、保存活用計画というのは、一つの史跡に対して、一つの計画という事になっておりますが、同じ場所、同じ地区に二つの史跡があるということで、文化庁に認めていただきまして、二つの史跡を対象にした保存活用計画の策定を進めているところでございます。(1)については以上でございます。

次に(2)西方遺跡第25次、それから28次調査の実施についてです。25次調査につきましては、年度当初から計画をしております。史跡の整備のために、一部調査をいたしました。28次調査につきましては、土地所有者様からの当該地の土地利用のご相談がありまして、それに対応したものでございます。調査状況を簡単にご説明させていただければと思います。前方のスライドをご覧ください。西方遺跡は茅ヶ崎市の北西部に当たり、下寺尾という地区に所在しております。スライドに映しておりますのが、西方遺跡、七堂伽藍跡という遺跡の発掘調査の地点を示したものになります。そのうち、25次調査というのが、今スライドの中心に映っているところで、28次調査はその北側部分で発掘調査をしたものになります。こちらが西方遺跡でございますが、史跡の内容が確認された調査地点を色付けしております。簡単に申し上げますと、オレンジ色が弥生時代の遺構群。それから、緑色、黄緑色を呈した部分が古代の下寺尾官衙遺跡群に該当する遺構というふうになります。弥生時代につきましては、集落の外縁を囲う環濠が二条、それから堅穴住居が、この丸くオレンジ色に塗られている部分が分布している状況でございます。また、緑色の下寺尾官衙遺跡群につきましては、西方遺跡の方に高座郡の役所の後ということで、郡庁、それから館・厨、北側に正倉群、館・厨につきましては少し時期が後の方だということで考えられております。この図には載せておりませんが、南側には七堂伽藍、下寺尾廃寺としてのお寺の跡がございます。今回25次調査の地点というのが、北陵高校のグラウンドで調査されたところより、東側に当たります。遺構群としましては、弥生時代の外側の環濠が南北に走っている部分、それから一部版築遺構といわれる古代の正倉が移転してきたのではないかと指摘されている場所になります。

28次調査につきましては、青い破線で示されております。こちらが官衙の東側の区画溝の郡家の区画溝と考えられてる溝なのですが、ここに該当する土地について、部分的に細かい調査区を入れまして、この溝の所在を確認したのになっております。今回25次調査からのご説明になりますけれども、25次調査につきましては、調査区を五つ設定しております。一番大きいものは一区として200平米ほど。あとは二区の20平米。それから、三、四、五区ということで1平米ずつ調査をしているものになります。この一区につきましては、2006年に教育委員会で確認調査をしている部分を一部含んだ形で発掘調査をしております。灰色のトーンの部分が2006年に調査をした範囲となっております。続いて、写真をお示しいたします。写真1としまして、調査地点の遠景ということ

で東から撮影したものになります。写真、下の方に調査区が入っておりまして、前方に北陵高校が見えるような画角になります。続いて、写真2ですが、調査区を割と広い範囲を上から撮ったものになります。写真の上が西で、右側が北、写真の左下の方に調査区の一区と二区がございます。また、右上の方に28次調査の調査区が見えております。一本、二本、トレンチ上に調査を実施しております。25次調査で確認されたものを簡単に申し上げますと、古代におきましては、版築遺構と呼ばれます土を積み上げて固めたものが確認されております。

写真ですと、黄色く四角に見える部分がそれに該当いたします。地面の下にある関東ローム層を利用して、土を突き固めて作ったものになります。同じく、南側の二区の方でも同じような版築遺構が確認されております。同時にこの版築遺構に切り合うように弥生時代の外側の環濠が下に分布をしております。こちらが二区の全景写真になります。三区、四区、五区につきましては、部分的に1平米で確認したものになっており、土の状況だけ確認した状況になります。続いて調査の進捗状況を、写真に示したものになります。写真10につきましては、調査前の状況でございます。写真11につきましては、表土で現代の土を取り除いたような状況になりまして、2006年当時の調査区がうっすら見えているような状況でございます。また、こちらはローム、黄色い土が浮き出ております。もうこの時点で版築遺構の頭が見えているような、そのような状況でございます。さらに最初に2006年当時の調査区の方を完掘した状況でございます。写真13は調査風景でございます。写真14につきましては、一区の調査状況でございます。掘り下げを進めましたところ、版築遺構と思われる黄色い土の範囲と、それから周囲に分布する礫・石が1000点以上確認された状況でございます。写真15につきましても、北東からその状況で撮ったものがございます。写真18はこちらが2006年に調査をした調査区、サブトレンチ、細かく深掘りを入れておりまして、弥生時代の環濠を掘り底まで確認をしております。その状況を掘り直しまして、撮った写真でございます。大体地上から2メートル程度、確認面から1.8メートルくらいの深さで堀底になっておりました。同じく弥生時代の環濠の別の角度からでございます。断面V字の環濠になっておりまして、概ね6層程度分層できております。雨が降ると非常にこのローム面が滑りまして、なかなか脱出できないというような状況もございました。写真20につきましては版築遺構の縁辺部の地層堆積状況になりまして、本来でありますと、黄色い土、黒い土が互層状に見えていくのですが、端の方ではそういったものがゆるいような状況が確認できました。写真21につきましても、版築遺構の少し全体をとっております。拡大しますと、黄色い土、黒い土が互層状になっているのがご覧いただけるかと思えます。場所によってちょっと残り具合の方が違ってきているという状況でございます。また、版築遺構を細かく精査いたしましたら、礫が版築遺構に入り込むような形で集中して分布しているところがございます。版築遺構の上に建物が載っていたと想定されます。それに対応する柱1、おそらく礎石立ちだというふうに想定されますので、その根石として、礫が残されたものだろうというふうに想定しております。そういった場所が十二、三確認されております。写真23につきましても、礫はないのですが、不定円形状に周りの版築遺構とは少し土の様相が異なり黒くなっている部分が見られます。写真24につきましては、二区の方の版築遺構の礫の検出状況ですが、こちらと同じように、根石だと考えられる礫が集中しているような状況でございます。写真25につきましても、2ヶ所、礫の集中が見つかっております。互層断面につきましては、フォトグラメトリを利用しながら、写真を残しております。オルソ画像ではないので少しゆがんでおりますが、版築遺構につきましては、黄色と黒の互層状になっているものがよく観察できるかと思えます。

こちらと同じく、端に少し互層が弱くなってくるような状況を検出しております。写真28につきましては環濠の断面もフォトグラメトリで3D化しております。それと切り合うように版築遺構が上の方に乗っかっている、まさに重なる史跡を体現するような検出状況というふうに考えております。写真29につきましても版築遺構の堆積状況を示しております。版築遺構の堆積も、均質ではなく部分的に深いところもあるようで、これからの検討課題としております。写真30につきましては、それぞれ版築遺構に伴う、柱の跡であろうという部分、礫の集中等をフォトグラメトリで、オルソ画像にしたものでございます。礫の集中とうっすらその部分だけ土が違うような状況が確認できております。その状況を踏まえまして、今回25次調査の調査地点というのが、画面に映し出され

ている範囲になりますが、版築遺構の範囲は、長形状を呈するような範囲になると思われます。また、柱の痕跡と思われる部分を想定いたしますと、柱の間が3間3間、或いは3間4間くらいの大きさの建物ではないかと想定されます。また、一基だけではなくて、二区の方でも版築遺構が確認されておりますので、今回確認された一基、それから南側の二区で確認された一基をあわせて、ここで版築遺構が2棟あるということがわかります。ただし、過去の調査で、北側で版築遺構を確認されておりますので、今回周辺に限って申し上げますと、版築遺構が三基確認されているような状況になります。また、弥生時代の環濠につきましても、従来報告で挙げていた環濠の位置というのが東側に少し張り出すような形で位置が示されていたのですが、今回の調査によって、少し西側に位置がずれてきて、相対的には、ほぼまっすぐ南側に流れる方向の環濠ということがわかっております。この版築遺構の分布を確認するために、三区、四区、五区というのをごく小規模に開けて確認をしたのですが、少なくとも、今回確認された範囲の中からは、版築遺構の痕跡は確認できなかったという状況でございます。現代の土を取り除いた状況でとめておりますので、全くないということではないと思いますが、今回は確認できなかったというような状況でございます。続いて、写真だけになりますけれども、西方の28次調査について、この部分を土地利用されるということで事前に確認をしております。こちらが北東方向から撮った写真になっております。トレンチの調査状況でございます。深さ2メートルまではいきませんが、それに近いような深さの溝があることが確認されました。おそらく官衙の区画、東側の区画の溝ということで、今回の調査時点でもしっかりと確認されたというような状況でございます。こちらが土層堆積状況の拡大図でございます。下の方は関東ローム層までしっかり掘り込まれている状況で、今回の試掘確認調査では、西側の立ち上がりは確認したのですが、東側の立ち上がりにつきましては、未確認となります。西方遺跡第25次、28次調査の内容についてご報告を終わりにさせていただきます。

続きまして、(3)の活用事業の内容についてご報告をさせていただきます。今後予定されているものとしたしましてはア、イ、ウの三つでございます。ウにつきましては、後ほど動画を流させていただきます。アにつきましては下寺尾遺跡群等保存活用学習会ということで下寺尾官衙遺跡群と下寺尾西方遺跡に概ね集中した学習会を今年度は実施しております。すでに第1回、第2回は終了しております。3月14日土曜日に第3回の方を実施する予定でございます。街歩きを実施する予定でございます。チラシをお配りさせていただきました。続いて、イ、記念シンポジウムということでこちらチラシを配布させていただいております。日程としたしましては2月14日に、テーマ「官衙遺跡群の整備と活用」ということで、國學院大学の青木先生に記念講演をお願いいたしまして、関連自治体、先進自治体の職員をお招きして、記念講演それから事例報告、パネルディスカッションを予定しております。また、二つの史跡を対象にした保存活用計画の策定をしている最中でございます。そちらの検討内容を踏まえつつ、下寺尾官衙遺跡群の国史跡指定10周年を記念いたしまして、整備と活用の内容に踏み込んだ形のシンポジウムを開催する予定でございます。こちらのシンポジウムにつきましては、川崎市の橘官衙遺跡群も10周年ということで、連携をしております。川崎市の職員に事例報告をお願いし、1月31日に川崎市のシンポジウム、「古代東国における仏教の受容と寺院」ということで、茅ヶ崎市も参加をする連携事業になっております。また県内の関連自治体と協力連携をとりながら官衙遺跡群の10周年、それから整備と活用について盛り上げていきたいと考えております。その他につきましては、史跡下寺尾官衙遺跡群の国史跡指定10周年ということで、様々なイベントをする中で、市民の方からお声がけいただきまして、それから地元のご協力もいただきまして、下寺尾官衙遺跡群国指定10周年記念動画というのを整理作成しております。こちらにつきましては、この場で流してもよいでしょうか。

○(近藤会長)

どうぞ流してください。

(動画再生開始)

○（事務局）

もともと、地元の方との繋がりです。ドローンを趣味にされている市民の方にお声がけいただきました。ドローンを趣味にしているが、何か遺跡の関係で協力できることはないかというところから始まったものでございます。こちらの映像につきましては、市民の方がドローンを飛ばして実際に撮影したものになっております。また、動画の編集につきましても、市民の方が担当をして、編集をしてくださったものになります。基本的には官衙遺跡群の説明を前段に持ってきておまして、後段の方に、私のインタビューの内容が示されているというような状況でございます。

昨今はドローンを飛ばすにあたっては非常に規制が厳しいということで、その辺の手続きや、地元の方、近隣の方へのあいさつ回り、高校へのご理解ご協力というのもいただきました。無事に撮影等を行いまして、編集できたものになっております。現在この動画につきましては、市のYouTubeにアップロードしており、加えて博物館でも上映をしております。今後の展開としては、市役所本庁舎の1階ロビーの大きいモニターがございまして、そちらで、1ヶ月程度上映をする見込みになっております。

基本的には現地の道路撮影、それから調査時のその場所の写真を見せるよう構成しています。今回ご報告させていただきました25次調査のいうところにも、取材に来ていただきまして、撮影、それからインタビューのほうをしております。

（動画再生終了）

○（事務局）

動画は以上となります。「高座郡衙保存整備事業について」のご報告は以上となります。ありがとうございました。

○（近藤会長）

何か、事務局に質問ありますでしょうか。確認したい点あればお願いします。田尾委員、お願いします。

○（田尾委員）

2006年の調査で弥生の環濠の位置、調査区自体もそうだと思うのですが、それが少しずれて、ようやくまっすぐのラインがわかったというようなことなのですが、要するに調査区の設定記録の段階で、平板によるもので、測地系に載せていなかったからということでしょうか。

○（事務局）

はい。見込みの通りです。その当時、取ったときには、日本測地系で取られていたようで今回改めて世界測地系共通の座標軸で測定をしたところ、ずれていることがわかったということでございます。

○（田尾委員）

ありがとうございます。調査全体のことについて、25次調査の成果って非常に今回大きかったかなと思います。以前から予測をしていた、正倉の移転というのが、少し広い範囲で調査できたことによって、確実に。複数の建物がおそらく並んで建てられていたのだろうということがわかった。根石しか見つかりませんでした。それが礎石立ちであった可能性が非常に高いということで、8世紀前半までと言われているグラウンド部分の正倉から、礎石立ちの正倉、礎石立ち建物が8世紀の中葉を境に出てくるということなので、おそらくそういった変遷が見られるだろう。今後はできれば、正倉の広がり、正倉はかなり広い範囲で構成されている場合が多いものですから、その広がりが今後わかれば、よいのかなというふうに思います。それと同時に、史跡を指定した時の総括報告書のころから随分時間が経って、西側の厨とか大型建物も発見され、また、県の調査

以降に西側の区画や建物も、郡家の中核建物の部分が見つかっています。今回の正倉とあわせて、そろそろ中間報告、例えば建物の時期的な変遷とかそういうものをまとめていったらよいのではないかと思います。それをする事で今後の調査、目安、時期的な目安とか展開を考えることができるのかなというふうに思いました。一つ注文なのですが、今回の報告は保存活用事業まで入っていたり、あるいは調査自体も28次調査、西方遺跡の調査、弥生の調査をやっていますので、これは高座郡衙の保存活用事業についてではなくて、「下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡の保存活用事業」というような、適格な名称をつけるようにしていただいた方がよいのかなと思いました。あわせて議題も、資料と議案書のタイトルが整合つくようにしておいた方がよいかなと思いました。以上です。

○（事務局）

大変失礼いたしました。

○（近藤会長）

やはり強調すべきは、二重指定であって、この点を整理して話してください。確たる成果ですから。全国的にも珍しい、極めて例外的な遺跡を扱っているということに誇りを持って、よろしくお願いたします。

○（五味委員）

やっぱり動画の作成は面白いですね。今までなかなか伝えきれなかったところが、よく伝わります。ただ市民がどういうふうになれば見られるのかというのを少し考えてほしいです。市役所のホームページから見られるのだとは思いますが、例えば広報でもって、こういうふうなものが見られますよといった伝え方をしていけばよいかなと思います。それから、アップするのだったら、復元だったらこういう形ができますよっていうのを、今までの成果でもってかなりできるのではないかなと思います。そうしたことをやるとさらに立体的になって面白いと思いますので、アップする時にはそこまで考えていただけるとよいですね。

○（緒方委員）

もう一つ。下寺尾の遺跡でね、私が最初に知ったのは貝塚ですよ。これはミーハーで申し訳ないですけども、学者先生方はどう評価するかわからないけれども、中沢新一のアースダイバーという単行本がありましてね、岬状地形、縄文の祈りの場っていうことをメインに書かれていて、なかなか面白いと思いました。あれは縄文海進があった頃の岬上地形、ですから、大元の中期の遺跡があって、その出先としての祈りの場みたいなイメージを私は本を読んで、西方はそうだと思います。素人として面白いのは、縄文、弥生、それから古墳、奈良あたりの重層的な遺跡であるということ私は思っています。それで、田尾委員から聞いてね、私が驚いたのは、弥生の初期遺跡っていうのは、箱根を越えて山北辺りにちょっとあるだけということでした。これは憶測ですが、東京湾沿いに縄文の王国があったのではないかと。決して弥生は戦いを挑んで、縄文を蹴散らしたわけではなくて、全体の中で大きな集団があって、その端っこに下寺尾があったのかもしれない。こういう話を行政側が正確な情報として流すことはできないかもしれないけれども、縄文からの重層的な遺跡であるっていうことは語っても間違いではないと思います。それは、市民に受けると思います。本当に素人の話で申し訳ないけども、私がこの審議会に参加して田尾委員に、弥生の遺跡が箱根を越えて少ししかないということを聞いて、ずっと考えていたことですから、ぜひ頭の片隅に置いていってください。

○（事務局）

はい。ありがとうございます。まさに緒方委員がおっしゃられた、弥生と古代だけではない縄文もある。それから縄文以降もずっと存在するというのは、まさしく重なる史跡から発展する複合遺

跡の考え方という展開となりますので、そういったものは文化庁とも調整をして、重なる史跡の新たな価値ということで、しっかり位置付けて保存整備に活かしていきたいと思います。ありがとうございます。

○（近藤会長）

はい。よろしいでしょうか。それでは、よろしくお願ひいたします。始まってから、時間が経ちましたので五分休憩をとりたいと思います。

（休憩）

それでは、再開いたします。議題4「国登録有形文化財『藤間家住宅主屋』保存整備事業について」、報告をお願いします。

【議題4】国登録有形文化財「藤間家住宅主屋」保存整備事業について（報告）

○（事務局）

はい。議題4「国登録有形文化財『藤間家住宅主屋』保存整備事業について」、博物館から報告をさせていただきます。まず資料4をご覧ください。本整備事業の目的について説明をさせていただきます。国登録有形文化財「藤間家住宅主屋」を耐震補強し、市や市民、その他市外の利用者の方たちが活用できるようにすることによって、茅ヶ崎の歴史文化の学習機会の創出と地域の活性化を図ることを目的としております。次に、事業のスケジュールについて、昨年度には、主屋の耐震診断を行いまして、外部の評定機関からの評定を取得いたしました。これにより専門家から、耐震診断について、技術的にお墨付きをいただいたという形になります。そして今年度は耐震補強修理基本設計と保存活用計画策定の二つの事業を並行して進めております。議題4では、この耐震補強修理基本設計について説明させていただきます。保存活用計画策定については、議題5で報告をさせていただきます。まず、令和7年度に行っております耐震補強修理基本設計の内容について、項番3の通り説明させていただきます。まず主屋の構造設備、意匠等の耐震補強修理の基本方針、図面工事の大まかな仕様等を作成して参りました。基本設計は建物を3Dモデル化し、目視調査の情報を落とし込んで実施します。基本設計については、外部の評定機関である一般社団法人建築研究振興協会に提出しまして、第三者評定を取得し、その確実性を担保いたします。現時点では基本設計の案について、評定の最終プロセスに入っているところであり、順調に進捗しているところでございます。こちらのスライドが藤間家住宅主屋の平面図になります。平屋建てです。主屋は建物重量が軽い一方で、壁の量が多いため、耐震性は高いと考えられております。一般的に地震の揺れは建物の質量に比例するため、軽い建物ほど揺れが小さく、また、この平面図のように壁の量が多ければ、横揺れに耐える力が強いという形になります。ただし、大地震に対しては主屋の南側と建物中央の耐力不足や柱の折損の危険性があることがわかりました。そこで、補強方針をとることいたしました。こちらのスライドが3Dモデルになりますが、まず南側に大地震に対する耐力不足が指摘されたところがございます。南側が画面の右側になります。既存の土壁を耐震性の高い合板壁に置換または新規取り付けするという形で、耐震補強を考えております。今画面右側に赤い壁が四つ並んでますが、ピンポイントで耐震不足のところに既存の土壁を耐震性の高い合板壁に取りかえる、あるいは新規取り付けするという基本設計の方針としております。基礎の浮き上がりというのも、南側で危険視されているところです。拘束梁で補強をして、地震があった時に基礎が浮き上がりしないように、安定させる措置をとることを基本設計の方針としております。また、建物中央の耐力不足がございますので、こちらと同じように、既存の土壁を耐震性の高い合板壁に置換するというところで、ピンポイントで置換するという方を基本方針としています。その他にも浮き上がりの恐れがあるところが便所の箇所、あと天井裏の柱の耐力が弱いところが1ヶ所ありますので、そのところについても補強を行うという方針をとっております。以上、全体図を見ていただき

ますと、意外と補強するところが少なく、部材を痛めないこと、意匠性を損なわないことに配慮して、補強量が過大にならないように、最低限で高効率の補強を実施するという方針のもと、このような形でピンポイントでの補強という形で、基本設計を作っています。これが令和7年度の基本設計の最新状況になっております。続きまして、項番4の令和8年度以降の取り組みになります。令和8年度は、耐震補強修理実施設計というものを行いまして、今回の基本設計では、工事の基本方針を示しただけですが、令和8年度の実実施設計におきましては、工事の詳細な施工方法、施工図面、構造計算、主要建材、設備等の品番までを定めた具体的な工事仕様を確定いたします。そして令和9年度に、いよいよ主屋の耐震補強修理工事を行いますが、主屋以外の敷地や敷地内構造物も文化財的に価値が高いものですので、これらの構造物の保存活用のための工事も視野に入れて参ります。事務局からの報告は以上となります。

○（近藤会長）

何か補足ありますでしょうか。質問あるいは提言が何かあればお願いします。

○（五味委員）

はい。よく作成されたと思ひまして、読んでいてよくできているなと思ひました。この保存活用計画っていうのはよくわかるのですが、この施設の活用のためだけなのか、さらに言えば、例えばそれほど多くはない昭和のこの時期の建物と比較して、今後もこういうものを、ただ登録だけではない、何かしらの事業の方向性はあるのでしょうか。

○（須藤博物館長）

ありがとうございます。五味委員からいただきました件につきまして、保存活用計画の中身のことについてかと思ひますので、保存活用計画は次の議題で説明させていただきますが、いただきました質問についてお答えします。おっしゃる通り茅ヶ崎の近代の発展、明治以降で別荘建築、数多くございましたし、現在も国登録有形という形で昭和の建物もいくつかございます。明治のものもございます。そういったものを今後どうしていくかというところについては市としては総合的に取り組んで参りたいというところを庁内で議論しているところでございます。この点については、次の議題の方で詳細にお話できればと思ひます。

○（五味委員）

はい。わかりました。

○（近藤会長）

はい。よろしいでしょうか。では次の議題に移ります。議題5、「国登録有形文化財『藤間家住宅主屋』保存活用計画の策定状況について」、報告をお願いします。

【議題5】国登録有形文化財「藤間家住宅主屋」保存活用計画の策定状況について（報告）

○（須藤博物館長）

それでは、博物館から先ほどに続きまして国登録有形文化財「藤間家住宅主屋」の保存活用計画の策定状況につきまして、資料とスライドを元に、簡単に策定状況をご報告させていただきます。なお、策定自体は検討部会で進めており、2月3日に第2回検討部会の開催を予定しております。その後、8年度の第1四半期には素案を確定しまして、パブリックコメントに向けた庁内手続きを進め、来年度の9月に策定を目指しているところでございます。お手元の資料の冊子、資料5-2の保存活用計画と併せてご説明させていただきたいと思ひます。冊子につき、ページ番号が欠落しておりまして、大変見にくい状況でございますが、言葉で補足させていただきながら進めさせていただければと思ひます。まず目次がございまして、1-1計画の概要というところが出てきます。こち

らから、1-5のあたりまででございます。こちらが計画の概要となっております、計画の目的、対象物、藤間家住宅のこと、昭和7年の建築であること、登録有形になった経過、また、この保存活用計画を策定していく目的等を整理しているところでございます。文化財の名称や概要といった歴史的価値、また、この保存活用計画が対象となる範囲等を文言等で整理しているところでございます。次のスライドです。1-6計画区域というところになります。民俗資料館旧藤間家住宅の敷地全体を対象としていること、また、この計画は令和8年度から施行し、概ね10年ごとに見直していくことを謳ってございます。次のページに進んでいただきまして、1-8計画の構成というところでございます。計画の基本的な方針を謳っているところでございます。続きまして、その隣のページに保存管理計画というところでございます。こちらの方は、保存の現状と課題、主屋は一部の建具や改変が見られることを除き、竣工当時の意匠を極めてよく維持していること、しかしながら、議題4で説明しました通り、耐震性が不足していることから、補修等を行う。また腐朽しているところや、アリの虫害、蟻害を確認しているところの早期修繕が必要であることを4ページにわたって説明しています。続きまして、保存の区分に関するお話でございます。少し進んでいただきまして、表6部分の設定と保存の方針というページをご覧ください。こちらは建物を保存する部分、それから保全する部分、その他利便性の向上のために改変等を許容する部分等を明らかにするために、その方針を定めるところでございます。また、次のページ以降はその修理整備の方針というのを謳っているところでございます。基本的には修理にあたっては既存部材の再利用を最優先としまして、伝統的な技法、根継ぎなど、また将来の再修理や研究を妨げないよう可能な限り可逆性のある工法を選択するという旨を謳っているものでございます。そういった修理の細かな方針が部屋ごとに、また部位ごとに細かく、78ページまで続いていき、環境保全計画というところに至ります。こちらの詳細につきましては部会の方で、また、建築の専門の先生の見識をいただきながら進めて参りたいと考えています。続きまして、環境保全計画でございます。3-4の区分の区域と保全方針というものがあろうかと思えます。右ページに図、それから左ページに3-4区域の区分と保全方針というタイトルのものがあろうかと思えます。こちら、主屋を取り巻く歴史的また自然環境を一体的に保護することを謳っております。特に江戸時代から続く屋敷林や庭園、地下に埋蔵されております近世商家の遺構を確実に継承すること、また安全な見学環境を整えることを謳ってございます。それから、区域の区分と管理ということで、保存するエリアが主屋周辺、保全する区域の屋敷全体、観覧者、利活用にあたって利便性を向上するための整備する区域というふうに分けてございます。基本的に整備する区域は、北側の元畑で、攪乱がされている部分、遺跡が確認されていない部分を駐車スペース等に利活用することを検討してございます。次のスライド、表42建築物及び工作物の区分というのが、3-5建築物及び工作物の区分と保存の方針というところにあるかと思えます。こちらについては、敷地内の建物以外のものをどういうふうに扱うかという方針を謳っているところでございます。基本的には仕切りにつきましては樹木医等により、定期的な診断を行い倒木のリスク管理、また生物多様性の保全を図ること、それから、他の工作物、例えば藤間柳庵に関するものや藤間家の石垣・門柱・土蔵跡など、様々なものがございます。そういった当時の景観を伝える重要なものは保護し必要な修理を行うというふうに謳ってございます。次のスライドお願いいたします。続きまして、4防災計画というものがあろうかと思えます。こちら防災計画では、木造住宅でございますので、特に防火のことにしまして詳細に述べてございます。木造、可燃性が非常に高いので自動火災報知機や消火器等の配備のこと、また不特定多数が利用する活用段階に合わせて消防機関と協議して、最適な設備を整える等の方針を謳ってございます。細かにどういったものを整備するかということについても検討を進めておりまして、この防災計画の中で詰めているところでございます。続きまして、耐震のスケジュールでございます。こちらの方はですね、先ほどご報告させていただきましたが、耐震診断に基づいて本年度、それから来年度にかけて補強の設計を詰めて参ります。その後、設計を踏まえ、9年度以降に耐震補強の工事を予定してございます。補強の方針を改めて載せて、計画書の中で4-2と謳っているところでございます。つぎに、公開活用計画というものがあろうかと思えます。こちらの方が重要な箇所でございますが、今回整備を行って、どのように市民や利用者の方々に、この藤間家というものを利活用していくかというものを整

理しております。藤間家を舞台にして、歴史的なしつらえを生かした多様なプログラムを展開して参りたいと考えております。また、近隣の旧南湖院第一病舎や、氷室椿邸などの市で保有しております登録有形文化財との連携による地域全体の回遊性を高めて参りたいと考えております。また、空間の具体的な活用としましては、応接間や和室などでは資料の展示やワークショップ、ミニコンサート、伝統文化の体験などを実施する空間として活用していければと考えております。また教育といったところでは小中学生の社会科見学や地域の歴史・自然を学ぶ講座の会場として参りたいと考えております。次は、バリアフリー化について、昭和の初めの頃の建物でございますので、どなたでもご利用してご覧いただけるようにスロープの設置の検討や、ユニバーサルデザインに配慮したトイレの更新、また、空調設備の導入についての検討をこの中で謳っております。次に、管理運営に参ります。(3) 公開活用計画というページの次に復元計画、その次に管理運営計画というものがあろうかと思っております。こちらの管理運営計画の中で、当面は茅ヶ崎市による直営を運営基盤としつつも、将来民間の活力を導入して、自立的な運営モデルを目指して参ることを謳うことを検討しております。また運営の体制につきましては5-4で活用の体制というのを検討して参りたいと思っております。こちらまだ図はございませんが、今回の検討部会の中で、事務局の案をお示しし、協議、議論を進めて参りたいというふうに考えてございます。次に6保護に係る諸手続きというものがあろうかと思っております。こちらは、保存活用計画によくあるものでございますが、現状変更等に関わる手続きを謳っているものでございます。文化財保護法に基づきまして文化庁長官への届け出等をしてくださいというものを改めて記載するものでございます。また管理所有に関する手続き、この場合所有者は市でございますので、それを管理責任や選任解任等の変更のことについて謳ってございます。最後のスライドです。手続きがいくつか記載されておまして、計画の区域や、そういったものの現状変更につきましては、史跡に関するものにつきましては市の文化財保護条例に基づき手続きを行うこと、今後、計画を社会情勢の変化や調査研究の進展に合わせて、概ね10年ごとに計画の見直しを行って、文化財保護審議会、市の文化総合審議会のご意見をいただきながら、また管理運営に努めて参りたいというふうに考えています。最終ページでこの保存活用計画を策定するに当たりまして市民討議会を昨年10月に開催しました。その結果とともに、今、神奈川大学の学生が授業の一環でこちらの調査研究をしていただいて、調査研究や活用計画についての検討をしていただいておりますのでその結果をまた反映できればというふうに思っております。それを参考資料として載せられればと思っております。またパブリックコメントを経て、さらに充実させた形で参りたいと思っております。来月に検討部会を開催いたしますのでそちらの議論を深めて、この素案をさらに固めた結果はまた来年度の文化財保護審議会でご報告させていただければと思っております。以上となります。ありがとうございました。

○ (近藤会長)

はい、ありがとうございました。何かご質問あるいはご意見ありますでしょうか。

○ (五味委員)

一番大きな問題はアクセスが非常に難しいことですよね。二度、三度行ったのですけれども、あそこに行くまでが大変ですし、駐車スペースがどのくらいとれるのか、史跡との関係もありますので、その点どういうふうにお考えでしょうか。

○ (須藤博物館長)

はい。ありがとうございます。おっしゃる通り、藤間家住宅は住宅街の中に位置しております。また道路も決して広いといえるものではございませんが、やはり駐車スペースはある程度の台数というものを、来場者数、想定の子来場者数を検討して、北側の敷地の中で設けたいというふうに考えております。また、近傍に昨年の7月にオープンしました道の駅がございますので、そういったところから徒歩や自転車等で回遊していただくといった多様なアクセスの方法についても検討して、記述をしていきたいというふうに考えております。ただ、保存活用計画で書ける範囲というの

は非常に限られておりますので、五味委員のご意見の通り実際の運用の中で取り組み、こういった取り組みをするのかっていうのが非常に大事なところでございますので、近隣の閑静な住宅街ですので、あまりにぎやかになってもというのもございますので、そういったバランスを取った検討をして参りたいというふうにお答えさせていただきたいと思っております。

○（五味委員）

そうですね。道の駅に行かれる方はかなり多いので、そこへのアクセスをうまくつなげていただくと非常によいかと思います。

○（須藤博物館長）

ありがとうございます。

○（五味委員）

それから、このちょうど昭和前半期ぐらいの建物ですか。いわゆる江戸時代の天保の頃からの民家はたくさんあって、昭和ぐらいの建物っていうのはあんまり多くはないと思うんです。その辺り、ちょっと比較して周辺でどんなものがあるのかっていうのをちょっと調べていただいて、それとの比較を通しながら、その価値というものをさらに高めていただくっていうのは非常に重要なのではないかなと思います。しかも藤間家っていうのは、江戸の後期からずっと続いている上、歴史的な由緒があり、史跡としての価値というものは非常に高いと思っておりますので、それを踏まえて、より調べていただければと思います。

○（須藤博物館長）

ご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。

○（五味委員）

はい。その点はおそらく水沼先生なんかは、神奈川県一帯をやってらっしゃるので、そういうのもう簡単にできると思うのですが、そういうものも踏まえつつお願いしたいと思っております。

○（須藤博物館長）

承知いたしました。ありがとうございます。

○（近藤会長）

最終完成年度はいつですか。

○（須藤博物館長）

はい。令和8年度の9月頃を目標に進めております。

○（近藤会長）

その旨よろしく願いいたします。ほかにご意見ありますでしょうか。なければ、その他に移ります。事務局あるいは委員からお願いします。これもなしということなので、事務局に戻します。

○（事務局）

1点だけお願いいたします。令和8年度の審議会の日程の候補日一覧ということで、本日机上に配布させていただきました。候補日を三つずつ、現在確保している会議室の日程で一覧にしているところでございます。日が近づいてきましたら、メール等で日程調整をしていきたいと思っておりますので、来年度につきましてもよろしく願いいたします。

○（近藤会長）

日程はもう部会も含めると、委員の方々もすごく辛いところがあって、柔軟に対処ということをお願いします。ここで詰めるっていうわけにはいかないのでもよろしくお願いいたします。

○（仲手川社会教育課長）

日程調整に関しましては、また個別にご相談させていただきながら柔軟に対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上をもちまして令和7年度第2回茅ヶ崎市文化財保護審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。